

鳥取県公立学校臨時的任用教員等の募集

鳥取県教育委員会 東部教育局

学校教育に幅広く人材を登用するため、県内の公立学校に勤務できる臨時的任用教員（講師・養護助教諭）及び非常勤講師を広く募集します。

1. 募集内容

区分	校種	職種	免許資格
(1)	市町村立小学校	講師（常勤又は非常勤）	小学校教諭普通免許状所有者
(2)	市町村立中学校	講師（常勤又は非常勤）	中学校教諭普通免許状所有者
(3)	市町村立小中学校	養護助教諭（常勤）	養護教諭普通免許状所有者
(4)	市町村立小中学校	事務職員（常勤）	
(5)	市町村立学校給食センター	学校栄養職員（常勤）	栄養士免許状所有者

2. 募集の期間

応募はいつでもできます。

3. 登録資格

- (1) 年齢制限はありません。
- (2) 原則として、小学校講師は小学校教諭普通免許状を、中学校講師は中学校教諭普通免許状を、養護助教諭は養護教諭普通免許状を所有していなければなりません。また、上記の免許状は任用期間中有効でなければなりません。学校栄養職員は栄養士免許状を所有していなければなりません。
- (3) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は登録できません。（別紙）

4. 応募の手続き

応募される方は、次の書類を県教育委員会東部教育局に提出してください。

- (1) 鳥取県公立学校臨時的任用教員等志願書（様式第1号）
- (2) 教育職員免許状の写し。ただし、免許状のない方は、自分が専門としてきた分野の内容がわかる略歴書。県教育委員会は、内容を確認した上で鳥取県公立学校臨時的任用教員等志願者名簿に登載します。

5. 勤務条件

- (1) 任用期間は1年以内の期間内で行います。なお、再任用することもあります。（ただし、事務職員及び学校栄養職員については、直近の任用期間満了後2月以上経過している時に限ります。）
- (2) 常勤講師として任用した場合は、学歴、経験年数等により給料を決定します。また、各種手当を支給します。
- (3) 非常勤講師に任用した場合は、担当する授業時間数に応じて報酬を支給します。任用条件通知書を採用時に発行します。

6. 任用の方法

県教育委員会が臨時的任用教員等として任用するときは、登載者名簿の中から選考し、志願者に事前に連絡します。

7. 志願書交付請求・問合せ先

〒680-0846 鳥取市扇町21番地 東部教育局学事係 (TEL) 0857-22-1601

志願書の郵送を希望する方は、封筒に「臨時的任用教員等志願書請求」と朱書し、返信用封筒〔郵便番号・住所・氏名〕を明記して、上記あてに送付してください。